

神奈川県議会 令和5年本会議 第3回定例会 環境農政常任委員会

令和5年12月8日

◆おだ幸子委員

公明党神奈川県議団のおだ幸子です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、中小企業の脱炭素化の促進について伺います。脱炭素化社会の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量50%削減という非常に高い目標を達成するために、県内事業者数の99%を占める中小企業の取組が不可欠です。この点につきましては、6月の常任委員会で質問させていただきましたが、今月1日、県ホームページに脱炭素社会実現に向けた中小企業支援充実のための課題調査の調査結果が掲載されましたので、改めて何点かお伺いいたします。

今回実施した調査は、いつどのような目的で、どのような企業に対して行ったのか、調査の概要を教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長

今回の調査は、新たな中小企業支援策の策定や事業活動温暖化対策計画書制度などの既存の施策の見直しを検討するため、中小企業の脱炭素化の取組状況や課題等について調査を行ったものでございます。具体的に申し上げると、調査期間は今年の6月1日から6月30日まで、調査対象は県の事業活動温暖化対策計画書制度の対象地域、すなわち、横浜、川崎を除く市町村に本社・本店を有する中小企業から抽出した約9,000社、回答数は2,175社で、回答率は約24.5%でございました。

◆おだ幸子委員

中小企業の脱炭素化の取組状況とか課題等について調査を行ったということでございますが、今回の調査で明らかになった中小企業の取組状況について、内容をお伺いします。

◎事業者脱炭素担当課長

まず、脱炭素化に取り組む必要性の認識についてですが、「必要性を感じ、取り組んでいる」が33.5%、「取り組む必要があると考えているが、まだ取り組んでいない」が54.5%、「必要性を感じていない」が12%でございました。このように、中小企業の約9割が、脱炭素化の必要性を感じているものの、実際に脱炭素化に取り組んでいる企業は、約3割にとどまるという結果となりました。

また、具体的な取組強化についてですが、自社のCO₂排出量を把握している企業は9.2%、CO₂削減目標を設定している企業は7.7%にとどまり、ほとんどの企業が取組を計画的に行うための準備が整っていないことが明らかになりました。

◆おだ幸子委員

今のお話で、約9割の中小企業が脱炭素化の取組の必要性を感じているにもかかわらず、実際には3割しか取り組めていないという状況が、数字の面で明

らかになったかと思いますが、そこに対して、どのような課題があるとお考えでしょうか。

◎事業者脱炭素担当課長

脱炭素化の取組を進める上で課題につきましては、知識やノウハウが不足している、取り組む時間や人が確保できない、必要な資金の見通しが立たない、こういった回答が多数を占めておりました。こうしたことから、脱炭素化の取組を進める上で、ノウハウや人材、資金の不足が課題になっている状況が明らかになったと考えております。

◆おだ幸子委員

今おっしゃっていただいたように、中小企業の脱炭素化における課題が浮き彫りになったかと思うんですが、調査結果を踏まえて、今後、中小企業の支援にどのような方向で取り組まれるのか、お伺いします。

◎事業者脱炭素担当課長

今回の調査結果により、そもそも脱炭素化の必要性を感じていない企業があること、また、必要性を感じていても、自社のCO₂排出量の把握や削減目標設定ができていない企業があること、さらに、取組を進める上でノウハウや人材、資金が不足している企業があることなど、企業が置かれている状況に応じて、様々な課題があることが明らかになりました。こうした状況について、環境省が作成した中小企業向けのハンドブックでは、「知る」「測る」「減らす」という三つのステップに区分して整理を行っています。

そこで、県としても、企業が置かれている状況に応じて、きめ細かい支援制度を構築することが重要と考えており、例えば「知る」につきましては、相談窓口の機能を強化したり、また、「減らす」については設備導入補助を拡充するなど、先ほどのステップに応じた支援制度の構築を検討しております。

◆おだ幸子委員

やはり中小企業の取組を継続的なものにするためには、中小企業さん自身が排出されている排出量を把握した上で、削減計画をきちんと策定していただいて、計画に沿って取り組む必要があると考えます。

6月の常任委員会の質疑では、県の事業活動温暖化対策計画書制度について、中小規模事業者にはほとんど活用されていないというお話をございましたが、今後、中小規模事業者の活用を促すために、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

◎事業者脱炭素担当課長

県の事業活動温暖化対策計画書制度は、一定規模以上の事業活動を行う大規模事業者を対象として、温室効果ガス排出量の削減に関する計画書等の提出を義務づける制度でございます。この制度では、中小規模事業者の提出は任意としており、ほとんど活用がされていない状況にありますが、中小企業の皆様に

も計画書を提出していただき、計画に沿って主体的に取り組んでいただくことが重要と考えております。

そこで、この制度の活用が進むように、今後、インセンティブの導入などを含め、運用の改善を図っていきたいと考えております。中小企業への支援全般を所管している産業労働局や、中小企業とより近い関係にある市町村、関係団体とも連携して、こうした取組を進めることで、中小企業の脱炭素化の取組をしっかりと後押ししていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

それでは、意見、要望を申し上げます。冒頭にも申し上げましたが、脱炭素社会の実現に向けて、2030 年度の温室効果ガス排出量 50% 削減という非常に高い目標を実現するためには、県内事業者数の 99% を占める中小企業の取組が不可欠です。しかし、なかなか進まない中小企業ならではの理由も、今回の調査で明らかになったと思います。この結果を基に、より実効性のある支援策を進めていただきますよう要望します。

次に、有機農業の推進について伺います。新かながわグランドデザインの実施計画素案 25 ページには、持続的に発展する神奈川実現のためのプロジェクトの一つとして、地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現が掲げられています。そして、その具体的な取組として、環境と共に存する産業を実現するため、「みどりの食料システム戦略」に対応した環境負荷低減技術の導入支援が記載されています。さらに、みどりの食料システム戦略では、その目指す方向性に有機農業の拡大とあります。そこで、まず初めに、本県の有機農業の現状についてお伺いします。

◎農業振興課長

本県の有機農業の現状でございますが、三浦半島などの大根やキャベツのように産地としてまとまって生産しているのではなく、有機農業のリーダーがいる小田原市、平塚市、藤沢市、愛川町などの周辺や、各地域の一部で生産がされている状況です。生産されている品目は野菜が多く、お米やキウイフルーツなどの果実も栽培をされてございます。令和 4 年 3 月末時点に県が実施した調査によりますと、県内には 274 名の有機農業者がおりまして、取組面積は約 200 ヘクタールとなってございます。

また、有機農産物を販売するに当たりましては、有機やオーガニックなどの表示を行う場合は、有機 JAS の認証が必要となりますけれども、認証には経費がかかることから、小規模な生産者が多い本県で、認証を取得する方はごく限られているという状況になってございます。そのため、有機などの表示ができるない農業者は、栽培に当たって化学農薬や化学肥料を使用していないということを確認し、またその付加価値について理解をしていただける購入者と、いわゆる相対で取引することが主流となってございます。

◆おだ幸子委員

では、次に、今の現状を踏まえた上で、本県で有機農業を推進していく上で

の課題について教えてください。

◎農業振興課長

有機農業には、その中にまた使用する肥料の種類や雑草処理の方法などが異なる、いわゆる農法という栽培方法がたくさんあります。それぞれ標準的な栽培技術が確立されていないということがございます。そのため、県が有機農業の栽培技術を指導して普及させるということが難しい状況にあります。

また、新規参入者が有機農業に取り組む場合につきましては、栽培技術が未熟で、雑草や病害虫の被害によって販売できる農産物が生産できないとか、そもそも生産規模が小さいため、やはり継続して毎日販売できないということで、経営が安定しないということなどが課題となってございます。

◆おだ幸子委員

課題についてはよく分かりました。今、国では、みどりの食料システム戦略交付金がございまして、それによって、有機農業を推進するための支援メニューを用意していますが、本県の活用状況はどのようになっているんでしょうか。

◎農業振興課長

みどりの食料システム戦略交付金のうち、地域における有機農業実施計画の策定及びその実現に向けた取組を支援する有機農業産地づくり推進事業につきましては、令和4年度は1市で、令和5年度は2市で活用されている状況です。

また、環境に優しい栽培技術と省力化に資する技術を組み合わせたグリーンな栽培体系への転換を支援する、グリーンな栽培体系への転換サポート事業、これにつきましては、令和4年度、令和5年度とともに、1団体が継続して活用している状況でございます。

◆おだ幸子委員

活用状況、分かりました。有機農業について、物を作っても、いい物を作つても、やはり販路が確保されなければ、有機農業家の方々の確実な所得につながりません。有機農産物の販路の拡大について、県としてどのように支援をしていかれるのか、お伺いします。

◎農業振興課長

販路の拡大に向けては、都市農業で顧客が近くにいるという本県のメリットを生かしていただくため、有機農業者に対して、実需者との商談ができる、かながわ農林水産品マッチング商談会への参加を呼びかけるとともに、PR・販売の機会として、かながわ食育フェスタや各地のマルシェなどのイベントを紹介していきます。

さらに、本年度は、有機農業者へのアンケートにより、まとめた量で小売店などに出荷可能な品目、時期、数量などを調査しましたので、その結果を小売店などに情報提供することで、実際の取引につなげていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

最後に、県として今後、有機農業をどのように推進していかれるのか、方針を伺います。

◎農業振興課長

今後の有機農業の推進に当たりましては、本年5月に改定しました神奈川県有機農業推進計画により、推進をしてまいります。特に、有機農業を志向する就農希望者につきましては、地域の有機農業のリーダーに研修生として受け入れていただくことで、地域で有効な栽培技術や販売技術を円滑に習得する取組を進めていきます。研修を受けた新規就農者が、有機農業のリーダーの周辺で就農することで、地域としての生産拡大が進められるものと考えております。

さらに、市町村や関係機関と連携して、みどりの食料システム戦略推進交付金等も活用しながら、本県の都市農業のメリットを生かせる、生産から販売、また消費までを地域内で循環させるような取組を推進してまいります。

◆おだ幸子委員

それでは、意見、要望を申し上げます。みどりの食料システム戦略の有機農業の項目を見ますと、2040年までに主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立して、2050年までに有機農業の耕地面積を25%に拡大することを目指すとあります。もちろん、技術的な進歩によって有機農業が発展するのは、環境保全の面からも望ましいことではありますが、今、志を持って有機農業に取り組んでいる方が収益を確保して引き続き取り組んでいけるよう、県として、神奈川の特性を踏まえた有効な施策の検討をよろしくお願ひいたします。

最後に、6次産業化支援について伺います。県では、神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画を策定し、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援していると認識しています。まず初めに、この計画の概要について教えてください。

◎農政課長

県では6次産業化の取組により、農林漁業者の経営安定や所得向上などを図ることを目的といたしまして、令和5年3月に神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画を策定いたしました。

計画の具体的な取組といたしましては、農林漁業者の相談支援の窓口としての農山漁村発イノベーションサポートセンターの設置、農林漁業者を対象とした人材育成研修の実施、施設整備のための国庫補助金などを活用した資金の支援、出来上がった商品の販路拡大・開拓に向けた商談会の実施、加工・流通など、多様な事業者との連携などを定めています。

また、成果目標といたしましては、農林水産業者が生産・販売した加工品等を、年間総販売額につきまして、現状の令和4年度61億5,800万円を令和9年度には64億7,200万円、県の支援により商品化した商品数を年間25品を掲げております。

申し訳ございません、計画の名称は、神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画でございました。申し訳ございません。（訂正済）

◆おだ幸子委員

今の答弁の中で、農山漁村発イノベーションサポートセンターのお話がございましたが、こちらのサポートセンターでは、具体的にどのような取組を行っているのか伺います。また、その取組は、どのように周知されているのでしょうか。

◎農政課長

県では国の補助事業を活用いたしまして、農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、6次産業化を目指す農林漁業者の相談対応、課題に応じた専門性を持ったプランナーの派遣、事業計画の策定支援や人材育成研修の開催を行っております。

また、サポートセンターの開設に当たっては、農協等の関係機関、県内市町村や農業技術センターなどの県機関にも周知をしているほか、サポートセンターでホームページを立ち上げて周知をしています。そして、農業技術センターの普及指導員が日頃の現地指導において、サポートセンターの取組が必要となる農林漁業者等に対しても、直接情報を伝えています。このほか、支援対象となる農林漁業者の募集や人材育成研修の開催などにつきましては、SNSも活用して情報発信をしております。

◆おだ幸子委員

今、おっしゃったように、6次産業化を効果的に支援していくためには、サポートセンターと、あとそれ以外の関係機関との連携が重要だと考えますが、実態はどのようにになっているんでしょうか。

◎農政課長

サポートセンターと関係機関の連携につきましては、市町村やJAにおきまして6次産業化の基礎的な講習会を開催いたしまして、本格的に取り組む意向のある農林漁業者をサポートセンターの支援対象者にしていくなどの取組を行っております。

また、県の技術センターにおきましても、普及指導員が生産者からの農産物の加工等に関する相談に対応しておりますので、より専門的なアドバイスが必要な場合は、サポートセンターに取り次ぐ取組もしております。

◆おだ幸子委員

やはり、こちらの収益化のためには、販路拡大などのマーケティングが重要だと考えますが、製造業などの2次産業、あと小売サービス業などの3次産業との連携については、どのような支援を行っていらっしゃるんでしょうか。

◎農政課長

サポートセンターでは、プランナーを派遣して、経営分析や新商品の企画などの専門的なアドバイスを行っておりますが、2次・3次産業の事業者と直接調整が必要な場合などにつきましては、プランナーの持つ人脈を活用して、該当する分野の専門家などを紹介いたしまして、支援の充実を図っております。

また、支援に当たりましては、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川県商工会連合会、日本政策金融公庫など、6次産業化の推進に係る多様な関係機関による推進協議会を設置して、計画の進捗状況の意見交換などを行っております。

すみません、申し訳ございません。プランナーの持つ人材ではなく人脈でございます。失礼いたしました。（訂正済）

◆おだ幸子委員

プランナーの方もいろんな方がいらっしゃると思いますので、強い方、弱い方いらっしゃるかと思うんですけども、今後、県として、6次産業化を推進するために、農林漁業者をどのように支援していかれるんでしょうか、この点をお伺いします。

◎農政課長

6次産業化は、農林漁業者の所得向上につながる取組として認識をしており、県では今後も、農林漁業者を支援するための体制の整備や施策に取り組む必要があると考えています。そのため、サポートセンターにおいて、農林漁業者の6次産業化に向けた相談対応を行うとともに、具体的な事業計画づくりや課題解決のため、商品開発や販路拡大などの専門知識を持つプランナーによる支援を行っていきます。

また、事業計画に基づいた施設整備に対する補助の実施や、新たに取り組む農林漁業者を育成するため、商品開発やマーケティングなどの専門家による研修会を開催するとともに、農協や漁協などの関連団体とも連携体制を取りながら、6次産業化に取り組む農林漁業者を支援していきます。

◆おだ幸子委員

では、意見、要望を申し上げます。ちょっと耳が痛い話かもしれません、実際に県内で6次化を支援している方のお話を聞きますと、6次化サポートセンターがうまく機能していない、あるいは認知されていないという声を多く聞きます。また、有機農業との共通な課題かと思いますが、神奈川県の問題は販路、マーケティング面の支援が足りないということも多く伺います。

神奈川県は小規模の生産者が多く、生産量が少ないことが弱みということを聞きますが、逆転の発想で成功した例としまして、葉山の棚田で取れたお米で甘酒を造ってアイスを作っていた生産者さんが、今では長野県に生産拠点を移して、全国の棚田で取れたお米を預かってアイスにしているケース、地域を越えてビジネスとして成功している事業者さんもおられます。これ、無印良品さんの一部店舗で買えるということなんですけれども、弱みを弱みとして、そのままにするのではなく、どうしたら機会につなげていけるのか、ぜひ県として、

発想を変えた取組の推進をお願いいたします。